

## 令和元年度 第2回 奈良県公共事業評価監視委員会 議事録

1. 日時 令和元年11月12日(火) 14:00～16:10
2. 会場 奈良商工会議所 地下1F A会議室
3. 出席者(敬称略、五十音順)
  - ・ 委員長 多々納 裕一
  - ・ 委員  
大庭 哲治、寫川 安雄、下村 由加里、中西 麻美、八丁 信正、福井 麻起子
  - ・ 奈良県 県土マネジメント部 企画管理室、技術管理課、森林整備課
4. 前回審議案件(下記2事業)について修正資料の提出、HPにて公表する旨を報告
  - ・ 街路事業: (都) 畠田元町線(王寺町畠田4丁目～王寺町本町5丁目)
  - ・ 道路事業: 一般国道168号阪本工区(五條市大塔町小代～阪本)

### 5. 議事

#### (1) 委員会の運営について

- 1) 令和元年度 奈良県公共事業評価監視委員会 構成委員確認
- 2) 令和元年度 第2回奈良県公共事業評価監視委員会 事業評価対象一覧

#### (2) 林道事業: 林道殿野坪内線(五條市大塔町殿野～天川村坪内)

##### 林道川股天辻線(五條市西吉野町川股～五條市大塔町阪本)

- 1) 再評価に関する説明(森林整備課)

#### 2) 意見

(八丁委員)

必要性は十分わかるが、森林整備の全体計画を持っていて、この地域路線がどれほど優先順位を持っているかは分からない。決まった地域で林道事業を始めていると思うが、こういう事業を計画する事によって例えば五條地区の森林の林道整備率が何%くらいになって、標準に近づいているとか、もしくは遅れているとか、そういった数字はあるのか。

(森林整備課)

五條市の林道整備率については、現在準備していないので、また確認して回答させていただきたい。

(八丁委員)

全体的な整備を進めるうえで、なぜこの地区の林道を作るのかというと、ここは林道整備率が低くて、森林が非常にたくさんあるので、整備しないといけないというのが当然あると思う。これまで事業実施しているので、事業を実施せざるを得ないと思うが、そういう数字があれば全体として分かりやすいと思う。

それから、2路線の事業年数が片一方は25年、もう一方は34年となっている。一般的に考えるとすごく長いですが、全体計画の中で森林の林道整備というのは、標準的にどのような形で、どれくらいの期間で進めていくのでしょうか。その辺がよく分からない。これから特に森林税の話があって、森林の活用がどんどん進んでいくという中で、どういう形で林道の整備を進めていくというストーリーがあれば分かりやすいと思う。県の森林整備全体計画のようなもの、例えば目標年次何年で林道整備率何%にするというものがあって、森林税を活用して、観光等も含めて林道の活用ができるような状況になるというストーリーがあって、今のこの地区も早く終わらせる必要がある、ということ一般的に非常に分かりやすいと思う。

(森林整備課)

『森林整備の全体計画の中で林道の整備が例えば年間どれくらいやって、奈良県の中でどのように整備する』という点であるが、森林整備計画というものは立てているが、林道を具体的に何mを何年のスパンでやっていくというよりは、個別の林道について計画を立てていくという形になっている。奈良県全体の中で目標を立てて、林道の整備率を何%上げるという視点では今はしていない。林道の計画ありきの話になっている。

(八丁委員)

例えば新規的林道事業をする際に、いろんな地区があってどこを優先するかということ、整備すれば効果がある、木がいっぱいあってまだ林道整備率が低い、そういうことを考慮されていると思う。五條市が遅れているかどうかは分からないが、これからどんどん進めていかなくてはならないし、これをしないと整備率がこれくらいにならない、それに対応する事業を、どのような形で、どれくらいの期間に整備をするという話があると非常に分かりやすい。

(多々納委員長)

今の議論は最初の資料で触れるべき内容である。全体計画と今回の案件でどういう対応関係があるのかというのをつくられて説明されたわけであるから、今の件についてはどういう位置付けにあるのかくらいはお答えいただけるのではないかな。

(森林整備課)

県下の林道整備計画というものはない。近年新規路線というものがなく、従来からの継続路線が主となっている。予算の関係や財政状況もあり、このような状況になっている。

この2路線について、開設期間が長くなっているということは、他の林道と異なり連絡線形といって、一つの集落から別の市町村を越えた集落に繋げるという形の線形になっている。他の路線が集落から山の途中までという突込み林道が多く、他の路線に比べると工事期間が長くなっている。また、そういう意味でも県直営でこの林道を開設している。

(多々納委員長)

この事業が、奈良県の林業の発展に対してどの程度の役割を持ち、その必要性が分かるということではないか。林道の意味の話をされているが、個別の路線で議論するならば、今のような話

もありえるが、奈良県全体で見たときにどうなのかと思う。

(八丁委員)

全体計画のようなものを作って、林道だけでなく、奈良県全体の森林全体面積は大きいので、これから事業振興するという方針は、県としてあると思う。そういう中で、林道も一つの位置づけであるし、観光と関連付けた林道整備もするというような話が他部局との調整において出てきてもいい気もするし、県民にとっても分かりやすい。

(大庭委員)

各路線の説明資料の2ページの黄色の利用区域面積はどのように決まるものなのか。おそらく、まず区域を設定して、さらにその中で整備が促進される範囲が決まっているので、便益に自ずと影響してくると思う。

また、この2路線について、便益集計表の中で中区分の項目が異なるのはなぜか。何か基準が林道によって違うから計上される便益も変わってくるのか、もしくはこういった便益が算出されなかったのか。

(森林整備課)

利用区域面積の取り方については、尾根や谷などの明確な地形で区分できる範囲を設定している。今回の林道は基幹林道といい、小さな支線の林道ではなく大きな林道である。こういった場合は支線の林道の利用区域も含めた範囲となっている。

便益については、基本的に林野庁のマニュアルに沿って算出しており、殿野坪内線の便益については全て採用して算出している形となっているが、川股天辻線の便益については、前回の平成26年度の評価時に実施した便益計算と比較が出来るように項目を合わせた。平成26年度においては今回記載している項目しか計上していなかった。当時それで妥当であるという判断がなされたものと考えられる。今回便益の計算をするにあたって、平成26年度の時点からどのように変化があり、前回必要性が認められた部分について、その必要性がどのように変化しているのかという視点で見ていくべきと判断し、前回の便益の項目に沿った形で便益を選んでいる。

(多々納委員長)

この項目は勝手に選んで良いものなのか。

(森林整備課)

本来全て考慮するべきであると考えているが、川股天辻線については選んでいる。

(多々納委員長)

むしろマニュアルに載っている便益を全て計上するというのは何も考えていないということで良くないと思う。この林道を整備して本当に、例えば流域貯水便益が出てくるような森林整備が図られるのか、また、そのエビデンスはあるのか。過去の委員会で別の事例であるが、便益がほとんどないにも関わらず計上するという議論であったので、そういうものは入れない方が良く

思う。

人工林になっている箇所を間伐したので貯水効果が増えるかといったら、そういうことはないと思う。実際手の入っている人工林の面積が、事業が進捗したことによってどの程度変わったかというエビデンスが何もない中で議論されても理解できない。2つの事業で便益の項目が異なることが良いかどうかについては意見の分かれるところだと思う。

前回再評価との比較の費用便益比の経年変化を書いているが、1つめの事業と2つめの事業でB/Cの違いを比べられるが、変化の傾向が逆に出ている。どうしてそのようなことが起きたのかということを説明していただきたい。

(森林整備課)

殿野坪内線と川股天辻線でなぜ費用便益比の変化が逆の結果になっていることについては、川股天辻線は殿野坪内線と比べて人工林の割合が高くなっており、木材生産便益のウェイトが高くなっている。木材生産便益は木材価格の下落によって便益が低下している。一方で森林整備経費縮減等便益については、その中で大きな割合を占める水質浄化便益が今年度、林野庁で単価の改定があった。それに基づき単価が上昇している。殿野坪内線では、森林整備経費縮減等便益のウェイトが高いのでその影響を強く受けた、一方で川股天辻線については、木材生産便益のウェイトが高いので木材価格の低下による影響を強く受けた、というのがこの逆の結果を生んだと考えている。

(八丁委員)

例えば、造林作業経費縮減便益について、殿野坪内線は全体で当初920千円、残事業で0千円、川股天辻線は残事業で753千円とある。これは造林作業でどれだけ経費が縮減されるかという経費であると思うが、なぜ0千円になるのかが分からない。また、木材利用増進便益について、木を切ってどれだけ儲かるかという経費であると思うが、全体事業と残事業で便益は全く同じである。今まで林道を作っている程度木を切っているような印象を持っているが、これが全く同じ額になるのが、いまいち理解できない。5ページの整備が促進される範囲で、すでに整備が行われている範囲というのが、林道の整備が行われたので間伐等が行われた地域と理解している。

(森林整備課)

5ページについてオレンジ色の部分が林道を設置することで整備が促進されるということになる。この中で行われる森林整備については、森林整備の便益の対象になる。一方、水色の部分については、支線等を使ってすでに森林整備が行われている範囲である。造林作業経費縮減便益について殿野坪内線の0千円と川股天辻線の753千円の違いであるが、これは造林作業であるので、木を植え付ける等の作業が材料運搬費として縮減される便益を表している。今後造林する現場もないので、残事業が非常に小さくなっている。一方で木材利用増進便益が同じということであるが、これは林道が開設されることによって、今まで出されていなかった間伐材が利用されることが増進されるという便益であるので、同じ金額になっている。

(八丁委員)

すでに点線以外のところは林道が整備されているわけであるが、それを使って木材生産が進んでいるわけであるから、その分は計上していないのか。

(森林整備課)

一般的な考え方としてご説明させていただくと、今見ていただいているのはマニュアルのⅠ－Ⅲ－２４の木材生産経費縮減便益のところ「木材市況等に大きく左右されることから、これまで伐採などが行われなかった地域は、大きな状況変化がなければ林業生産の対象とならず、現状のまま推移すると仮定」とあり、市況上コストがかかるから、少しずつ出すとかではなく、一切木材生産をしないという状況があって、林道が開設されるまでの間何もしない、現状のまま木材生産をしない、林道整備によって初めて木材生産活動が開始されるということが記載されている。そういう解釈をもって、林道整備が完了するまで便益として計上していない。

(八丁委員)

それは木材生産等経費縮減便益のことである。これは全体事業と残事業が違うから、ある程度進捗すれば、その部分の効果も出ているという計算である。今言っているのは木材利用増進便益のことである。そこには搬出される便益について評価すると書いてある。すでに例えば80%林道が整備されていれば、その林道を利用して、木材の利用増進ができるから、その部分は控除なくていいのか。

(森林整備課)

整備が完了するまではコストがかかるので、木材生産活動をしないだろうという想定で、残事業が完了するまで便益計上しないという考えで行っている。

(多々納委員長)

それであれば、間伐は何をするのか。

(森林整備課)

一般的に林道が整備されるまでは、切り捨て間伐と言って、間伐した後、林内に放置する。林道が整備され、切り捨てていた間伐材の一部を持ち出しても黒字になるようになれば、間伐材の利用が上がるということで、利用促進としている。

(多々納委員長)

林道が全通しないと計上しない便益と、そうでない便益があるということですね。計上する便益について場合分けをし、整理をしてほしい。

大庭先生の質問であったエリアの設定の話については先程の説明で十分理解できましたか。

(大庭委員)

説明で理解した。

(森林整備課)

エリアの設定については、一定の基準で整理した。

(多々納委員長)

(5 ページの) 青色のエリアは林道整備をしなくても森林の整備ができているところ、オレンジ色のエリアは林道ができたら整備ができるというところ、という理解でよいか。

(森林整備課)

はい。

(八丁委員)

青色のエリアは森林整備経費縮減等便益が入っていないのですね。

(森林整備課)

入っていない。青色のエリアは森林整備経費縮減等便益の中に含まれない区域だが、木材生産等便益には含まれる。

(八丁委員)

青色のエリアは、林道ができることで、木材生産経費が下がるということですね。理解しやすさからすると、外しても問題ないようには思う。利用区域面積になぜ入ってきたのかという線引きはあるのか。

(森林整備課)

この林道は基幹道であるので、支線の利用区域についても本線である基幹道の利用区域に含めるという考え方があるので、青色のエリアも利用区域に含めた。

(八丁委員長)

昔から支線はあったが、メインの林道が整備されることによって、利用が促進されるということですよ。

(森林整備課)

はい。

(多々納委員長)

青色のエリアは支線の範囲ですね。本線が整備されていなくても林業生産がきちんと行われているということですよ。「整備がなされている」とはどういうことか。

(森林整備課)

青色のエリアは、既設の支線を活用することによって、森林整備が実施可能となった区域である。

(森林整備課)

全部について森林整備がなされているというわけではない。林道の利用区域の設定と同様に、支線の部分についても利用区域を設定しているが、支線の影響エリアであり本線による影響エリアでないため、青色に着色している。支線については林道が通ることによって初めて機能が100%発揮できるため、林道開通後に木材生産等便益として計上する。

(多々納委員長)

もう少し表現が工夫できないか。林道整備の必要性についての資料で間伐が行われている地域の図があったが、間伐が行われている地域が青色のエリアになるのなら、間伐実施区域がもっと多いと思ってしまうが、図が整合していない。

(森林整備課)

表記がよくなかった。

(多々納委員長)

再評価なので、こういう整備を進めてきたことがどんな効果をもっているのか、をチェックできるはずだが、その視点が全くない。

対応方針案の記載で、木材価格が減っているから森林整備の意義が増す、担い手が減っているから必要性が増す、というようなことは言えない。

災害があった時に林道は全く被災しないというような説明となっているが、これは誤解を招く。実際には災害があったため事業が遅れた。被災しないわけがないので、軽減できるというようなことを書くのはよいが、林道を整備すると被災しません、というような書き方はよくない。

最後の書きぶり、対応方針は変えないといけないと思う。対応しないことで必要性が増しているというのはつらい。「価格が低迷することがあるけれども・・・」、という書き方は分かるが。必要性は依然として存在しているくらいの感じでは。

(森林整備課)

木材価格が下がって収益が減る中で、収益を確保するためには生産コストを下げる必要がある。生産コストを下げることで木材価格の低下の問題を解決するという意味で、生産コストを下げるために林道整備が必要です、ということ。

(多々納委員長)

それは根本的な問題である。林業家の保護のためにやっている事業だと位置づけすれば分かるが、ここでは社会的便益を考える必要がある。社会的に木材の価値が、木材そのものが経済財の価値が低下している中で費用を投下することが効率的かといえば、そうではない。そういう状況があるということをまず書いて、一つの側面として林業という産業保護のために必要性が高まっていると言えるかもしれないが、社会的な効率性の観点からは価値が高まっていると言にくいではないか、林業保護という観点だけで記載すると、おかしくなる。部分的にその視点で書くことはできると思

う。

(森林整備課)

森林の持つ多面的機能の一つに木材生産がある。経済面を抜きに書くことはできないと考えていた。

森林整備の公益的機能の増進を図るためには、間伐の必要がある。間伐をする担い手が減っている中で、担い手の労働軽減ができる、林業機械が使える状況を作り出す必要があるという意味で「必要性が増している」という表現にした。

(多々納委員長)

資料が舌足らずである。そのストーリーが全く資料に入っていない。もっと丁寧に記載してほしい。

(下村委員)

費用対効果について、道路と比べると、林野のマニュアルには最後にCVMによる評価がある。林道は特別にこのような見方をせざるを得ないという意味で、マニュアルに入っているのだと思う。

費用対効果だけで考えていいとは思わない。観光面や防災面など一般的な面から見たときに、費用対効果も重要であるが、それ以上の重要性もとても大事である。今回の路線はそれがとても含まれていると思う。このためマニュアルに記載のCVMによる評価が添付されていると思う。それに対する結果がどこにあるのか教えてほしい。

(森林整備課)

今回、CVMの評価は実施していない。前回の評価との比較があるのであまり項目を追加しすぎるのもどうかという考えであった。林道の価値は費用対効果だけでは計れないところがあり、CVMという評価の意義は認めているので、今後考えていきたい。

(下村委員)

全体像の中でこうなる、というのがあればわかりやすかった。

(福井委員)

人口減、担い手減となっていく中で、一般の人にはどれだけ必要なのか、ということになるので、資料を補足してほしい。

林道全般としてこれだけ整備に時間がかかるのか、本路線だけなのか。令和十何年まで完成しないとなると、高齢化で道ができた時に働き手がいなくなることにならないのか？

奈良の木の素材価格が低下しているが、品質が悪いわけではないと思う。奈良の木のブランド力を伝えようとする動きはあちこちであり、奈良県の農林部にも奈良の木ブランド課があり、そういった価格のところだけではなく、奈良の木の品質の良さにも触れれば必要性について県民にも伝わるのではないか。

(下村委員)

私は運送業をしているが、運輸の面からすると、災害が起こった際にその地域に進入できるということはとても重要なポイントである。災害物資の輸送等の場合に林道はすごく活用される。そういう面からすると費用対効果だけにとらわれない重要性があるということを確認したうえで、福井委員からも話があったように、この部門だけでなく全体像としての取り組みに期待したいところ。

(多々納委員)

災害時に復旧が早いとか、ネットワークが密であるとかがあって、林道が活用されることがあると思う。林道をつくることで『何がどう変わるのでより安全になる』というイメージが分かりにくい。

意見を整理すると、20年、30年近くかかってこれだけしか事業が進んでおらず、完了が令和十数年とさらに後10年くらいかかる。その間に担い手の方がいなくなるとあまり意味がなくなってしまう、もっと早くできないかという議論である。これだけ事業期間を要する背景、今後の見込みについて教えてもらいたい。

ブランド価値についてであるが、マニュアルではブランド価値というものは配慮されないということで良いか。そのあたりについても教えてもらいたい。

災害時に活用されるという議論であるが、災害時に活用可能となる路線が増えるということだと思うので、そのへんの表現の仕方を工夫してもらえると災害時の効果というところも見えるかと思う。

(森林整備課)

事業期間が非常に長くなっているということに関しては、一般的な話として林道は非常に時間をかけて作っていくものである。用地を買収して進めていくというよりはむしろ、民有地に林道を設置していくという点が大きく影響しているかと思う。同意を得ながら進めていく、さらに進めていくなかで林業生産を行っていくので、その期間工事ができないという場合もある。だからといって事業期間が長いという指摘もあるので、できるだけそのことも考慮して進めていきたいが、令和12年度よりも完成を早められないかということに関しては今はお答えできない。

ブランド価値に関してであるが、委員が仰るように奈良の木は品質の高いものが多い。そういうものを生産していく中で、林道が果たす役割は当然あると思っている。近年、奈良の木に限らずブランド価値の高い木の価格が、一般材料よりも落ち込んでいる。例えば昔100万円としていた木が今が5万円、4万円、3万円になってしまっている。そういう点で林道は、ブランド化ということとは少し違うかもしれないが、ブランドのある木を守っていくという視点においては、やはり必要性はあるのではないかと考えている。

(多々納委員長)

便益の計算のところで、木材の価格が変わったから下がったという説明があったが、その中にブランド価値は考慮されているのか。

(森林整備課)

木材の価格は奈良県の平均を採用しているので考慮されている。

災害に係る表現については、林道は被災しないということではなくて、可能性を増やすという意味合いである。災害が起こった時に使える道が一本でも多い方が良く、また、林道は復旧が非常にしやすい道であり迂回路として早く使うことができるという意味であるので、資料の記載方法は検討させていただく。

(多々納委員長)

殿野坪内線の7ページの災害時の通行止め実績があるが、この際の仮定として林道が通れるということで計算するとやりすぎである。実際に通行止めがあったというのは事実であるが、そのときの林道の状況についての記載があっても良いはずである。むしろ災害時に、こういうルートを使える可能性ができてくるということを書いた方が良いと思う。

(寫川委員)

事業が始まってもう20年以上経っており、これだけの税金を投入して、国有林や県有林ではなく民間の中を通る林道を作っていくということは、民間の中で損得の問題も出てくるであろうし、そういうことを考えると、公共の立場から見てここに林道を作るのが妥当であるという計画がいると思う。この2事業に関しては進捗しているのでまだ良いが、便益の数値が何十億という数字が出ており、マニュアルがあるとは思いますが、一般論からすると理解しがたい。

(中西委員)

最初の資料「林道整備の必要性について」の五條市と天川村のメッセージの中で、木質バイオマスを利用することが書かれているが、それぞれの林道事業の説明資料の中にそういうことは記載されていないので、間伐材が捨てられるのではなくて、木質バイオマスの利用が上がるのであれば、そういった内容もそれぞれの路線で記載すれば良いのではないか。

また、間伐すれば根張りが良くなるという概念図があるが、スギやヒノキは根の張り方がどうしても浅いので、間伐しても深くまで入るわけではない。奈良県は斜面が急なので、すぐ崩れたりすると思う。間伐すると根の張り方は多少良くなると思うが、スギやヒノキ以外の広葉樹等の、いわゆる雑木といわれる木が入ってきて根を張ってという方が地面を固める効果を高めると思うので、下層植生が間伐により入ってくるということについて記載するべきである。

(多々納委員長)

必要性が変わってきていることを示す指標として、森林の利用形態が変わってくるというという意味では、木質バイオマスが使われるようになってきているのであれば、そういう議論もあって良いと思う。こういうことも含めて資料に反映できそうか。

(森林整備課)

まず木質バイオマスについてであるが、木質バイオマスも木材利用の1形態と捉えており、木材生産の便益の中には木質バイオマスによる生産増大があるという思いはあったが、文字にはしていなかったのが分かりにくかったかもしれない。現実として、奈良県でも木質バイオマスの利用は、

発電所ができたりして進んでいるし、五條市では木質バイオマス向けのチップを作って市内の温泉施設などで利用しようという動きもある。天川村でも既に木質バイオマスを使った施設も稼働している。そういった意味でも林道の必要性は当然あると考えているが、量的に大きなものではないので、資料には記載していなかった。間伐による概念図についても書き直させていただく。

(八丁委員)

効果に対して県民の理解がどれだけ進んでいるかというのは非常に大きな話で、そういった意味ではCVMも是非やっていただいて、マニュアルの計算と違わないくらい、県民の方が森林に対してこれだけの価値を持っているおり、サポートしても良いという理解が得られているから林道整備をするというのは非常に良い話であると思う。

効果でいうと、スギ、ヒノキで嫌な点は、やはり花粉である。県民としては非常に嫌であるから、林道整備をすることによって再植林するが、再植林する木は花粉の出ない木が半分以上という政策で臨んでいますみたいなことがあるならば、非常に大きなアピールであると思う。

(多々納委員長)

やはりできれば前回評価時と今回の評価時で、必要性についてどういうところが変わっているかということ意識して資料を修正してもらえると分かりやすくなるかと思う。

そろそろまとめにいきたいが、必要性に関する視点のところのまとめは言葉を足す等して直してもらいたい。事業2つで便益の項目が異なる件、便益が増えたり減ったりしている件については、補足説明が必要である。その他指摘があったこと、青色とオレンジ色の範囲の違いとかについても準備をしていただくとして、どういたしましょうか。

(下村委員)

この事業は非常に重要であるので、続けていくべきであるとは思うが、重要であるからこそ、アンケート調査であるとか、事業の変化に基づいて取り組んでほしいということは申し送り事項として付け加えたうえで、私は承認したいと思う。

(多々納委員長)

全体の整備目標というか、どのような将来を描こうとしているか、その中でどう林道を位置づけるかを書いてほしいが、全体計画を作るとなれば簡単ではなく、しなさいとは言えないので、せめてその可能性についてはどうか。

(森林整備課)

県では施業放置の人工林が増えているとか、そういう状況の中、森林作りを担う人間が減っている、あるいは差配するマネージャーがいない。かつては山守という人がいて森林整備に関しては熟知しており、この山ではこういう手入れをすれば良いということが分かる方々が高齢化していく中で、今後県の森林管理をどうしていくのかという話を数年前から県としては考えている。その中で、スイスの森林管理の手法、制度、法体系、そういったものを勉強していく中で、今後奈良県においても新たな森林管理制度を築いていく方向性。具体的には、森林管理ができるフォレスターを育成

して、そのフォレスターが中心となって、森林作りをしていくという制度を作っていこうと今動いている。今年度それに向けての条例の検討をしており、来年の4月くらいにその条例ができる予定である。併せて、八丁委員からもありました森林環境譲与税というものが国からきている中で、県としても森林環境税を1人500円ずつ頂戴しながら、それに基づいた森林作りを行っているが、令和2年度で課税期間が終了する。令和3年度以降奈良県として森林作りをどうしていくのかというのを今まさに検討しているところである。県民のみなさまのご意見、税制調査会の委員の方のご意見をいただき、アンケートを実施しているところである。そういったご意見を踏まえながら、森林環境を今後進めて行こうとする中で、この林道というものをどう位置づけるかというのが明文化できればと思う。

(多々納委員長)

計画の中に林道の位置づけがあれば良いと思う。可能性として検討頂けるとのお答えですので、その様にお聞きした。

全体の位置づけを明確にしてほしいという意見、あとはそれぞれの項目について、特に必要性が変化してきたということについての説明、根拠資料とそのロジックを整理してほしい。また、進捗についても、令和12年と書いてあるが、進捗できそうであるとか、コメントいただきたい。資料については次回までに修正していただく必要があると思うが、結論としては継続で良いという方向は変わらないだろうということなので、そのようにさせてもらってよろしいか。

(反対なし)

### 3) 意見集約

事業継続を妥当とする。ただし、説明資料および補足説明資料について本日の意見踏まえて修正すること。